

令和7年度地区懇談会（鷺別地区）会議次第

令和7年10月28日（火）

18時00分～

鷺別コミュニティセンター

1. 開 会

2. 市民憲章唱和 裏表紙に掲載

3. 地区連合町内会長あいさつ

4. 市長あいさつ

5. 地区連合町内会が市と意見交換したい事項についての懇談 説 明

（1）鷺別コミュニティセンターホール音響設備等について..... 1 ページ 市民生活部

（2）鷺別コミュニティセンターホール空調設備について..... 2 ページ 市民生活部

6. 市からの情報提供事項（各地区連合町内会から市に情報提供してほしい施策等）

（資料1）津波発生時の対応について..... 3 ページ 総務部

（資料2）総合計画第4期基本計画の策定について..... 4 ページ

（資料3）こどもファーストの取組みについて..... 5 ページ

（資料4）新しい市役所本庁舎の整備について..... 6 ページ 総務部

（資料5）（仮称）登別市町内会等の活動の活性化を推進する条例の制定について
..... 7 ページ

（資料6）自転車に対する青切符の適用について..... 8 ページ

（資料7）プラスチックの分別収集について..... 9 ページ

（資料8）鷺別保育所の運営を民間に委託します..... 11 ページ 保健福祉部

（資料9）ふれあいクリニックの開院について..... 12 ページ

（資料10）（仮称）観光振興ビジョンの策定について..... 13 ページ

（資料11）クリーン&フレッシュ事業について..... 15 ページ

（資料12）除雪作業にご理解とご協力を..... 16 ページ

（資料13）道路・公園の異常の連絡について..... 17 ページ

（資料14）消防通信指令業務の共同運用について..... 18 ページ

（資料15）マイナ救急について..... 18 ページ

（資料16）投票区・投票所の見直しの検討について..... 19 ページ

7. 閉 会（19時30分）

鷺別地区連合町内会 10月28日（火）

課題番号1 件名：鷺別コミュニティセンターホール音響設備等について

【課題の内容（原文ママ）】

ホールの音響設備でハウリングを起こしたり、音量が一定に保てない事が度々起こる。市民演芸などの音楽関係では折角の設備利用が出来ず、また、音響担当者が居ないためトラブルに対応出来ない。市民会館同様の対応を希望する。

鷺別地区連合町内会 10月28日（火）

課題番号2 件名：鷺別コミュニティセンターホール音響設備等について

【課題の内容（原文ママ）】

鷺別コミュニティセンター2階ホールを夏季期間に利用するときは室蘭川のカーテン利用や窓を開放し、ロビーの小窓を開けて風のとおりを利用して涼んで居るが、猛暑や多人数の時などでは効果が無い。熱中症対策としても冷房設備の早急な設置を希望する。

【資料 1】

「津波発生時の対応について」については、
資料をスクリーンに投影し御説明しますのでスクリーンを御覧ください。

登別市総合計画第4期基本計画の策定について

基本計画策定の概要

登別市では、平成8年度に、50年先のまちのあるべき姿を「登別市総合計画基本構想」としてとりまとめ、さらにその実現にあたっては、10年毎に、具体的なまちづくりの方向性等を示す「基本計画」を策定し、これに基づき各分野の施策を進めています。

現在の総合計画第3期基本計画（2016年度～2025年度）は本年度をもって終了することから、昨年の4月以降、総合計画第4期基本計画（2026年度～2035年度）の策定に向け、各分野のまちづくりに携わった経験や知見を持つ「登別市市民自治推進委員会」と市職員で構成する「庁内検討委員会」が両輪となって議論を重ね、今般、第4期基本計画（案）をとりまとめました。

基本計画策定に向けたこれまでの歩み

日程	協議内容等
令和6年4月	- 第1回登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 合同部会 開催 - 第1回登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 本体会議 開催
令和6年5月	第1回登別市市民自治推進委員会 開催
令和6年7月	- 第2回登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 各部会 開催 - 第2回登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 本体会議 開催 - 登別市市民自治推進委員会 部会長・副部会長会議 開催
令和6年7月 ～ 令和7年1月	登別市市民自治推進委員会及び庁内検討委員会 各部会 開催 (両委員会の部会を計85回開催し、体系図案について協議)
令和7年2月	- 第2回登別市市民自治推進委員会 開催 - 第3回登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 本体会議 開催 (登別市総合計画第4期基本計画体系図を取りまとめ) - 第2回登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 合同部会 開催
令和7年3月 ～ 令和7年7月	登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 各部会 開催 (委員会の部会を計18回開催し、体系図をもとに施策毎の目標や指標の設定、具体的文案等について協議)
令和7年8月 ～ 令和7年9月	- 第4回登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 本体会議 開催 - 登別市市民自治推進委員会 部会長・副部会長会議・各部会 開催 - 第3回登別市市民自治推進委員会 開催
令和7年10月	登別市総合計画第4期基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施
令和7年12月	登別市議会第4回定例会に上程予定

こどもファーストの取組みについて

こどもファーストとは

小笠原市政5期目の決断として、子どもを第一に、子どもを中心とした社会を築くことを表明したものであり、4年間の取組を通して、すべての子どもたちと子育てに取り組む人たちを応援し、持続可能な都市を築き上げることを約束しています。



子育て世帯の経済的負担の軽減

保育料を平均15%引下げ
(令和7年度実施済)

第2子の保育料
将来的な無償化に向けた取組

保育基盤の整備

一時保育事業の拡充

病児・病後児保育の推進

保育士等の奨学金返還支援制度の導入

活躍の場づくり

日本工学院北海道専門学校と市内企業の連携を促進し、地域未来共創プロジェクトを通じて「活躍の場づくり」の検討・実践を推進

若年層の地元定着

地元企業への就職を条件とした
奨学金返還支援制度の検討

新しい市役所本庁舎の整備について



市役所本庁舎の建設工事は、令和6年7月から始まり、現在も旧陸上競技場跡地で工事が進められています。

令和7年7月30日にカムチャツカ半島付近で発生した地震に伴い、津波警報と避難指示が発令された影響により、一部コンクリート工事が中断されたことから、該当する範囲のやり直しの工事を行うこととなりました。



建設工事の様子

このやり直し工事の影響で、工事全体のスケジュールに遅れが生じ、建物本体の完成時期が、当初予定していた令和8年5月末から約6か月遅れ、**令和8年11月20日**頃となる見込みです。

なお、本庁舎の開庁までには、工事が終わってから、約6か月程度かかる予定となっておりますが、具体的な開庁日については決定次第、改めてお知らせいたします。



中止したコンクリート打設工事の写真

登別市町内会等の活動の活性化を推進する条例について

◎条例制定の経緯・背景

登別市では、町内会や連合町内会が最も身近な地域コミュニティとして公共的な役割を果たしており、市は町内会等と協力して安心して快適に暮らすためのまちづくりを進めてきました。

近年の自然災害では、町内会のつながりが情報共有や避難に重要な役割を果たし、地域コミュニティの重要性が再認識されていますが、人口減少や生活の多様化等により町内会の加入率や参加率が低下し、地域のつながりが希薄化してきています。

こうした状況を踏まえ、本年5月に連合町内会から町内会加入促進に関する条例の制定を含む要請があったことから、市は条例制定に向けて事務を進めております。

◎条例制定の目的

地域住民、町内会等、事業者、不動産事業者及び市の役割を明らかにし、互いに連携し、協働して地域住民の町内会への加入及び町内会等の活動への参加を促進することにより、町内会等の活動の活性化を推進し、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、本条例の制定を目指しています。

◎今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和7年9月29日 から10月28日	「（仮称）登別市町内会等の活動の活性化を推進する条例（案）」に係る意見公募（パブリックコメント）を実施（2回目）（※1）
令和7年11月	生活・福祉委員会で「（仮称）登別市町内会等の活動の活性化を推進する条例（案）」に係る意見公募（パブリックコメント）の実施結果を報告
	市公式ウェブサイト等で「（仮称）登別市町内会等の活動の活性化を推進する条例（案）」に係る意見公募（パブリックコメント）の実施結果を公表
	令和7年第4回登別市議会定例会で条例（案）を提案
令和7年12月	「（仮称）登別市町内会等の活動の活性化を推進する条例（案）」の公布及び施行

※1 令和7年7月11日から令和7年8月11日までの期間で、「（仮称）登別市町内会等の活動の活性化を推進する条例（案）」に係る意見公募（パブリックコメント）を実施し、その際に寄せられたご意見や、市民等との意見交換会で伺った意見等を踏まえて、条例（案）の概要を精査し、成案に至ったことから、再度実施したものです。



自転車に対する 青切符の適用について



令和8年4月1日（水）から、自転車に対しても交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されます。

これにより、自転車で交通違反をした際は、反則金の納付を通告されることになりますので、概要についてお知らせします。

- 適用開始日 令和8年4月1日（水）
- 対象となる年齢 16歳以上の自転車運転者
- 対象となる違反 約113種類



●違反と反則金の一例

携帯電話の使用等（保持）	12,000円
信号無視	6,000円
車道の右側通行	6,000円
一時不停止	5,000円

※酒酔い運転や酒気帯び運転など特に悪質な違反に対しては、これまでどおり、「赤切符」が交付され、刑事罰の対象となります。

●自転車の安全利用について

市民の皆様におかれましては、交通ルールを守り、今まで以上に安全に配慮して自転車の運転を行っていただきますようお願いいたします。

また、自転車事故における死亡原因の多くが頭部の損傷によるものです。ヘルメットの着用は努力義務ですが、かけがえのない命を守るために自転車乗車時にはヘルメットを着用しましょう。

プラスチックごみの分別（プラスチックごみ分別の実証試験）について

クリンクルセンターでは、これまでプラスチックごみ（以下プラごみ）は焼却処理としていたが、プラごみを燃やすことで発生する二酸化炭素は地球温暖化の原因と考えられている温室効果ガスであり大気中に大量に放出される。地球温暖化の進行を食い止める事は世界共通のテーマであり、本市においても2022年にゼロカーボンへの挑戦を表明したところです。

また、プラごみをリサイクルする事は焼却量の減量となり、将来的な建替え時のダウンサイジングや、市民にとっても指定ごみ袋の使用枚数を減らす事に繋がることから、今後のプラごみ分別の導入に向けた検討をするための基礎資料の収集を目的として、次のとおり実証試験を実施する。

また、この機会に紙類ごみのリサイクルにも一層の取組みをお願いしたい。

実証試験（案）

1 ご協力いただける対象町内会の選定（モデル地区）

鷲別、幌別、登別の各地区から120～130世帯の想定で、合計380世帯程度を選定したいと考えています。

2 対象世帯の選定方法

収集効率を考慮して、隣接するごみステーションが同じ町内会なことを前提に、連合町内会や単位町内会とご相談させていただきます。

3 実施期間

令和8年1月の1か月間を予定（通常の週2回の燃やせるごみの収集日のうち1日を、プラごみの収集日とします。よって、実施期間のごみ出しは4回程度の見込みです。）

4 試験方法

- （1）これまでの燃やせるごみのうち、生ごみや紙のごみとプラごみを分別して、市指定のごみ袋に入れてください。
- （2）分別したプラごみは専用の袋（任意）に入れる。
- （3）収集は、通常の燃やせるごみの収集日のうちの指定した1日をプラごみ日としてごみステーションへ出します。（プラごみ袋は、市清掃指導班の市職員が回収します。）
- （4）回収したプラごみは計量するとともに、正しく分別されているかを確認するために、収集したごみ袋からサンプルとして数十件を抽出して中身の確認をします。
- （5）試験の参加者には、後日、郵送によるアンケート調査を実施します。

5 住民への説明

12月上旬～下旬に対象世帯に対して、チラシを各戸に配布の上で、地区別に試験の具体的な内容をお知らせするための説明会を開催します。

6 町内会への謝礼

協力いただける町内会に対し協力金を支給します。

（協力金は、回収量に応じて30円/kgを予定）

7 スケジュール

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
					
対 象 地 区 選 出	説 明 会 / 議 会 報 告		試 験 期 間	ア ン ケ ー ト	取 り ま と め 報 告

●分別対象のプラごみ

マーク	大分類	具体例
	パック・カップ類	卵・豆腐などのパック、コンビニ弁当などの容器
	ボトル・チューブ類	ドレッシング・シャンプーなどのボトル、マヨネーズ・ケチャップなどのチューブ
	ふた・ラベル	ペットボトルのふたやラベル
	ポリ袋・ラップ類	レジ袋、食料品・衣料品などの袋
なし	製品プラスチック	洗面器、バケツ、ハンガー、プラスチック単体でできたおもちゃなど

※排出時の注意事項

汚れ、中身が残っている → 軽く水洗いし、乾燥させて汚れを落とす。

●分別対象ではないプラごみ

- ・ ペットボトル → ペットボトルだけを資源ごみの日に出す
- ・ 使用済み小型家電
- ・ 一辺の長さが 5 0 c m 以上 → 一辺の長さを 5 0 c m 未満に切断

鷺別保育所の運営を民間に委託します

保健福祉部こども育成グループ

委 託 の 経 緯

令和 6 年度に改定した「公立保育所民営化方針」において、市が設置している 4 カ所すべての保育所を民営化の対象とし、登別保育所、幌別東保育所は既に民間委託を行っているため、残る直営施設の富士保育所と鷺別保育所について、富士保育所は当分の間、直営を維持することとし、鷺別保育所の民営化を進めることとしました。

委 託 先

学校法人 北斗文化学園

※鷺別町にてリリー文化幼稚園を運営

委 託 期 間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間（予定）

施 設 所 在 地

登別市鷺別町 4 丁目 3 6 - 1 8（現在と同住所）



（出典元：©Google）

定 員 数

1 2 0 人（令和 8 年度から 9 0 人に変更となる予定）

医療法人友秀会 ふれあいクリニックの開院について



医療機関名 医療法人友秀会 ふれあいクリニック

院長 ^{いたみ}伊丹 ^{しゅうさく}秀作

開院日 10月1日(水)

場所 〒059-0464 登別東町2丁目15番地35

診療日時 火～土曜日の9時～12時、14時～17時

※診療は16時まで、電話相談などは17時まで。

※受診の際は予約が必要です(当日予約可)。

休診日 日・月曜日、祝日

診療内容 内科、小児科(引きこもりなどの専門医療など)、健康診断、特定健診、各種予防接種、メタロバランス検査、骨密度検査など

問い合わせ ☎83-3280、FAX83-3281

Eメール: fureai.clcl@gmail.com

ウェブサイト: <https://fureai-clinic.jp/>



登別市保健福祉部健康推進グループ

1. 概要

令和6年度は（仮称）登別市観光振興ビジョンの基礎となる情報集積として、ビッグデータを活用したマーケティング推進事業を実施したほか、「登別の観光を考える勉強会」を開催し、観光事業者や市民とともに登別観光の現状や課題を把握した。

今年度は、引き続きデータを活用したマーケティング推進事業を実施するとともに、幅広い関係者と今後の登別観光の目指すべき姿を協議し、持続可能な観光地の指針となるビジョンを策定する。

2. 実施内容

・登別市観光振興ビジョン策定委員会の設置

登別市の目指すべき観光振興のあり方及び実現を図るための計画となるビジョン策定にあたり、登別市観光振興ビジョン策定委員会を設置する。

組織・名称	役職	委員氏名
登別市	市長	小笠原 春一
一般社団法人登別国際観光コンベンション協会	会長	野口 和秀
一般社団法人登別国際観光コンベンション協会	副会長	赤根 広介
登別商工会議所	会頭	木村 義恭
登別温泉旅館組合	組合長	中牧 昇一
カルルス温泉旅館組合	組合長	日野 拓郎
極楽通り商店街振興組合	理事長	藤崎 一夫
のぼりべつ元鬼協議会	会長	西尾 拓也
登別地区観光まちづくり協議会	会長	飯尾 真吾
日本工学院北海道専門学校	校長	福井 誠

・ワーキンググループの設置

ビジョンの具体的な内容を検討するため、各団体から1～2名を選出し、ワーキンググループを設置する。

・策定委員会以外の他団体との意見交換

ワーキンググループでの議論と並行して、観光関連事業者や他の市内団体とも意見交換を行う。

・スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年9月11日	第1回策定委員会
令和7年10月6日	第1回ワーキンググループ
令和7年11月6日	第2回ワーキンググループ
令和7年11月中旬	先進地視察
令和7年11月下旬	第3回ワーキンググループ
令和7年12月初旬	第2回策定委員会
令和8年1月中旬	第4回ワーキンググループ
令和8年2月中旬	第5回ワーキンググループ
令和8年2月下旬	ビジョン（素案）策定
令和8年3月	第3回策定委員会 観光・経済委員会へ情報提供

(仮称) 登別市観光振興ビジョン策定へ向けたスケジュール



		R 7								R 8					
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
第4期 基本計画	パブコメ														
	議 会 (議決)														
	公 表														
観光振興 ビジョン	策定委員会														
	ワーキング グループ														
	他団体との 意見交換														
	素案策定														
	アクション プランの検討														
	議会 (所管事務)														
	パブコメ														
	内容調整														
	公 表														

みんなで作ろう ごみのないきれいなまち

～のぼりべつ・クリーン＆フレッシュ事業～ 【資料11】

市では、市民のみなさん（2名以上のグループ）に、身近にある道路や公園・広場、河川の里親になっていただき、ボランティアで清掃や草刈・花壇づくりなどを行うアダプトプログラム『のぼりべつ・クリーン＆フレッシュ事業』を実施しております。

事業の流れ

担当者事前協議

里親届出

合意書締結

清掃用具提供

活動開始

年間活動報告

①里親を募集しています

きれいなまちづくりの第1歩は、私たちのまちを私たちの手できれいにすることから始まります。まちをきれいにし、心も体もフレッシュに！！を合言葉として『のぼりべつ・クリーン＆フレッシュ事業』に参加する里親を募集しています。

アダプト（adapt）

英語で【～を養子にする】の意味で、公園や道路などの公共施設を子どもに見立て、市民や企業などが里親となり、わが子を育てるように世話（清掃・美化）をすることから命名されました。

②里親になるには

清掃・美化活動をしようと思う道路・公園・広場・河川について、市の窓口（土木・公園グループ）にご相談ください。
※2名以上のグループ（家族、町内会等、学校、商店、企業、各種団体）とします。

③お申し込み・お問い合わせは

都市整備部 土木・公園グループ 管理担当
TEL 0143-84-5751 FAX 0143-85-8286
E-mail : kanri@city.noboribetsu.lg.jp

「イメージキャラクター」





! 間口の雪処理にご協力ください。



当市の除雪は主に押し込みやかき分けによる方法で行っているため、道路を除雪した後、どうしても玄関先や車庫前に雪が残ってしまいます。この雪については、市民の皆様のご協力により、道路脇や敷地内での処理をお願いします。

! 道路に物を置かないでください。



車庫前の乗り入れ台や看板用のブロック等は除雪の支障となるばかりでなく、事故の原因にもなりますので、道路には絶対に置かないでください。

! 道路に雪を出さないでください。



除雪中や除雪後、道路脇にたまった雪や宅地内の雪を道路に出すことは除雪作業の妨げとなるだけでなく、デコボコ道をつくり、交通事故や道路障害を招く原因となります。宅地内の雪などは敷地内で処理するか、雪捨て場に運んでください。

! 除雪車に近づかないでください。



作業中の除雪車に近づくことは大変危険な行為です。特に、小さなお子さんのいらっしゃるご家庭は注意してください。

! 路上駐車はしないでください。



除雪の際に、路上に駐車車両があると、その道路の除雪を中断せざるを得ない場合があります。また、交通事故の原因となることもありますので、地域で互いに注意しあい、路上駐車をなくしましょう。

※令和6年度より除雪管理システムを導入し、スマートフォンやPC等で除雪の出動状況を確認できるようになります。

除雪に関する
問い合わせ先

登別市 都市整備部 土木・公園グループ

TEL.(0143)85-3260(直通)

※土・日・祝日、夜間、年末年始TEL0143-85-2111(代表)



【登別市】道路・公園の異常の連絡について

道路、公園の異常を見つけたら、下記の連絡先からご連絡ください。

※緊急の場合は、電話にてご連絡をお願いします。

【連絡先】

連絡時間帯	異常箇所	電話番号	連絡フォーム QR コード スマートフォンなどで読み取って下さい。 
平日 昼間 (土木・公園G 直通)	道路	0143-85-3260	
	公園	0143-85-4115	
平日 夜間 土・日・祝日 (市役所 当直)	道路 公園	0143-85-2111	

【道路・公園の異常の例】

道路の穴	排水施設の損傷	道路の異常その他
		ガードレール・縁石・照明灯の不点灯など
公園柵の損傷	看板の損傷	公園の異常その他
		遊具の故障・公園灯の不点灯・公園トイレの故障など

登別市 都市整備部 土木・公園グループ

消防通信指令業務の共同運用について

西胆振地域の3消防本部（登別市消防本部・室蘭市消防本部・西胆振行政事務組合消防本部）では、119番通報の受付や消防車両等への出動指令を行う消防通信指令業務の共同運用の準備を現在進めています。

消防通信指令業務の共同運用は、室蘭市消防総合庁舎内に設置する「西いぶり消防指令センター」で行いますが、センターには登別市の消防職員も必ず勤務しており、市民の皆さんが119番通報された場合には、これまでと同じく登別市の消防車や救急車が出動します。

なお、西いぶり消防指令センターへの登別市の119番回線切り替えにつきましては、令和7年11月中を予定しております。

119番の電話の掛け方はこれまでと変わりありませんが、西いぶり消防指令センターで受付する市町（登別市・室蘭市・伊達市・虻田町・豊浦町・壮瞥町）の中に同じ地名があるため、通報している場所を伝えるときには、必ず「登別市」から住所をお伝えしてください。

マイナ救急について

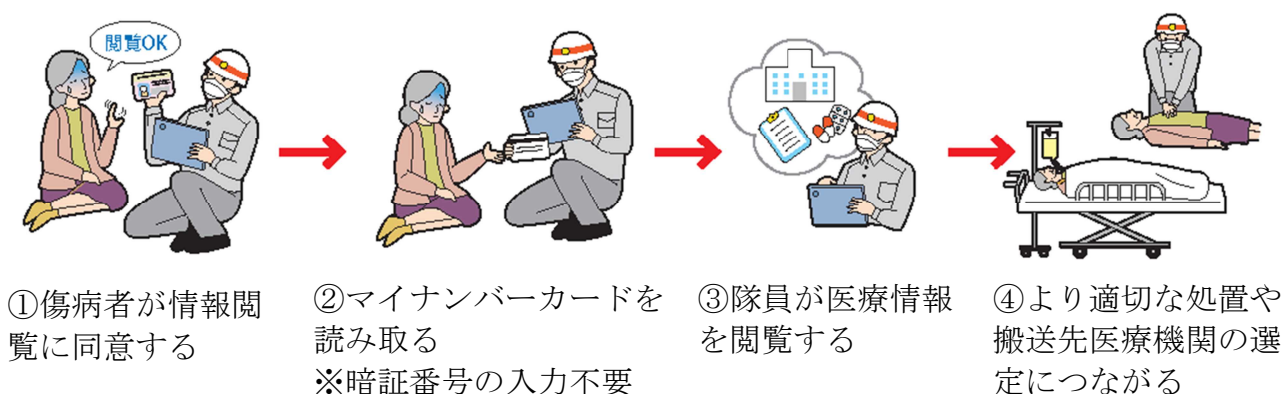
マイナ救急とは・・・

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。
登別市では、令和7年10月1日から開始しています。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



マイナ救急の流れ



登別市消防本部総務グループ
電話 0143-85-9611

投票区・投票所の見直しの検討について

令和7年度地区懇談会 情報提供資料
(登別市選挙管理委員会)

【資料16】

1 はじめに

登別市選挙管理委員会では、平成15年に30投票区となって以降、公共施設の廃止に伴う統合などを経て現在26投票区としている投票区について、市内有権者数の減少や期日前投票制度の浸透が進んでいる近年の投票状況の中、投票所運営の適正化並びに投票環境の見直しが必要と考えています。

2 見直しの方向性

現状	課題
1 市内有権者数の減少	●有権者の少ない投票所が点在
2 人口減少・高齢化の進行	●立会人の負担感増・担い手の不足 ●職員数の減少により人員確保が困難
3 期日前投票制度の浸透	●当日投票者数の減少 ●特に18時以降の投票者数は少数

見直し案

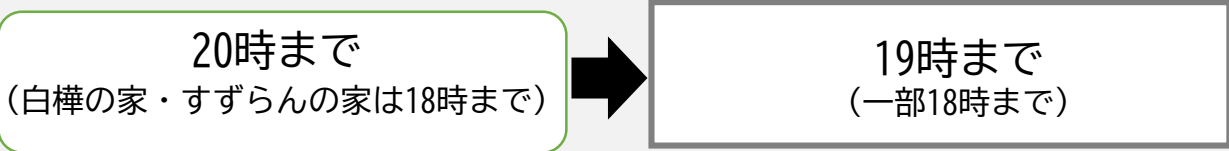
投票区の再編

現在の26投票区から投票区の廃止や統合、投票区域の変更など、投票区の再編を検討します。

投票所開設時間の見直し

当日投票所・期日前投票所の開閉時刻の見直しを検討します。

当日投票所



期日前投票所

中央期日前投票所 (アーニス)	8:30～20:00	8:30～20:00 (変更なし)
イオン登別店期日前投票所	9:00～20:00	9:00～19:00
登別東期日前投票所 (観光交流センター ヌプル)	8:30～19:00	
鷺別期日前投票所 (鷺別コミュニティセンター)	8:30～19:00	

3 見直しに伴う課題

当日投票所までの移動が困難に

投票所を再編することで、これまでより当日投票所までの距離が遠くなる有権者の方が一定数見込まれます。更に、今後の高齢化の進行により当日投票所までの移動が困難となる方の増加も懸念されます。

4 課題への対応

有権者への移動負担の軽減

再編により当日投票所が遠くなる方や、ご高齢で移動が困難な方に向けて、支援の実施を検討します。

支援の例

- ・旧投票区の投票所周辺での巡回式期日前投票所の設置
- ・期日前投票所までの移動に対する支援

5 今後のスケジュール

令和9年4月執行予定の統一地方選挙からの適用を目指します。

時期	項目	選管 (市)	議会	市民	備考
令和7年10月	見直しの方向性（情報提供）		○		
令和7年10月～11月	見直しの方向性（情報提供）			○	※地区懇談会
令和8年8月	再編（案）の決定	○			
令和8年9月～10月	再編（案）の情報提供		○		※総務・教育委員会
令和8年10月～11月	再編（案）の情報提供			○	※地区懇談会
令和8年11月～12月	再編（案）の周知			○	※町内会回覧・広報紙等
令和9年1月	統一地方選挙に向けた投票区の決定	○			
令和9年2月～3月	統一地方選挙に向けた投票区の周知			○	※町内会回覧・広報紙等

登別市民憲章

(昭和43年9月20日制定)

わたしたちは 古い歴史と美しい自然に
恵まれた登別の市民です

ここに わたしたちの心がまえを定めて
よりよいまちをつくることに努めます

一 心身をきたえよく働いて 活気あふれる
豊かなまちをつくりましょう

一 親切をつくし きまりを守って 明るく
住みよいまちをつくりましょう

一 自然を愛し 力をあわせて 緑と空気と
太陽のいっぱいあるきれいなまちをつくり
ましょう

一 未来をつくる青少年の 健全な夢の育つ
まちをつくりましょう

一 教養をつみ 視野を広げて 平和で文化
のかおり高いまちをつくりましょう